

## 令和8年度 建築関係コンサルタント業務発注方式の運用方針

## 第1 令和8年度 建築関係コンサルタント業務発注方式の運用方針

### 1 適用通達

営繕部の発注する建築関係コンサルタント業務は、「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」（平成6年6月21日 建設省厚発第269号、建設省技調発第135号、建設省営建発第24号）、「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続きの運用について」（平成12年12月6日 建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号）「建築関係建設コンサルタント業務の受注者の選定手続の選定に関する技術的な判断基準」（平成18年3月29日 国営整154号）及び「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」〔平成27年11月（令和5年3月一部改正） 国土交通省 大臣官房会計課、大臣官房技術調査課、大臣官房官庁営繕部整備課、北海道局予算課〕等に基づく発注方法とする。

### 2 発注方式の概要

#### (1) 設計業務等

##### ① 「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について」通達

記1（5）に規定する設計業務は、プロポーザル方式とし以下による。

#### 1 政府調達協定対象業務

##### ア 公募型プロポーザル方式（WTO）

対象となる業務1件につき90,000千円以上

##### イ 簡易公募型プロポーザル方式

対象となる業務1件につき50,000千円以上

##### ウ 簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続

対象となる業務1件につき10,000千円以上

##### エ 標準プロポーザル方式

対象となる業務1件につき10,000千円未満

#### 2 政府調達協定対象外業務

##### ア 簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続

対象となる業務1件につき10,000千円以上

##### イ 標準プロポーザル方式

対象となる業務1件につき10,000千円未満

② ①以外の設計業務等については、競争入札方式を採用することとし以下による。

1 設計業務等のうち、業務内容を踏まえて実施方針等の工夫の余地のあるものは、総合評価方式を採用する。

ア 政府調達協定対象業務

a 公募型競争入札方式（WTO）（総合評価）

対象となる業務1件につき90,000千円以上

b 簡易公募型競争入札方式（総合評価）

対象となる業務1件につき40,000千円以上

c 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続き

対象となる業務1件につき40,000千円未満

イ 政府調達協定対象外業務

a 簡易公募型競争入札方式に準じた手続き

2 1以外の設計業務等は、価格競争方式とする。

ア 政府調達協定対象業務

a 公募型競争入札方式（WTO）

対象となる業務1件につき90,000千円以上

b 簡易公募型競争入札方式

対象となる業務1件につき40,000千円以上

c 簡易公募型競争入札方式に準じた手続き

対象となる業務1件につき20,000千円以上

d 通常指名競争入札

対象となる業務1件につき20,000千円未満

イ 政府調達協定対象外業務

a 簡易公募型競争入札方式に準じた手続き

対象となる業務1件につき20,000千円以上

b 通常指名競争入札

対象となる業務1件につき20,000千円未満

(2) 工事監理業務

① 工事監理業務は、以下による。

ア 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続き

対象となる業務1件につき40,000千円以上

イ 通常指名競争入札

上記ア以外の場合

(3) 設計材料実勢価格（営繕）調査業務

入札方式は一般競争、落札方式は総合評価落札方式（簡易型）による。

(4) 地質調査

① 地質調査は、以下による。

ア 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続き  
対象となる調査1件につき5,000千円以上。

ただし、支持層確認等のボーリング調査の場合は除く。

イ 通常指名競争入札

上記ア以外の場合

### 3 補足事項

本運用方針は令和8年4月1日以降に入札・契約手続運営委員会を開催する業務から運用する。

#### 4 予定価格に応じた分類（プロポーザル方式、競争入札方式）

##### ・ 建築設計業務・設備設計業務

	①プロポーザル方式		競争入札方式			
			②総合評価		③価格競争	
9000万円 以上 --- 未満	公募型 (WTO)		公募型 (WTO)		公募型 (WTO)	
5000万円 以上 --- 未満	簡易公募型	簡易公募型に準じた	簡易公募型	簡易公募型に準じた	簡易公募型	簡易公募型に準じた
	簡易公募型に準じた				簡易公募型に準じた※1	
1000万円 以上 --- 未満			簡易公募型に準じた		通常指名競争	通常指名競争
	標準	標準				
	政府調達協定対象外※2		政府調達協定対象外※2		政府調達協定対象外※2	

※1 簡易公募型に準じた競争入札方式が不調の場合、通常指名競争を適用することができる。

※2 政府調達協定対象外：実施設計を単独で発注するもの

##### ・ 地質調査

図 2-2 ① 500万円以上

競争入札方式	
②総合評価	③価格競争
簡易公募型に準じた	
	通常指名競争

図 2-2 ① 500万円未満  
図 2-2 ② 全て（金額関係なし）

##### ・ 工事監理業務

競争入札方式	
②総合評価	③価格競争
簡易公募型に準じた	
	通常指名競争

※簡易公募型に準じた競争入札方式の②総合評価が不調の場合、原則として③価格競争を適用する。

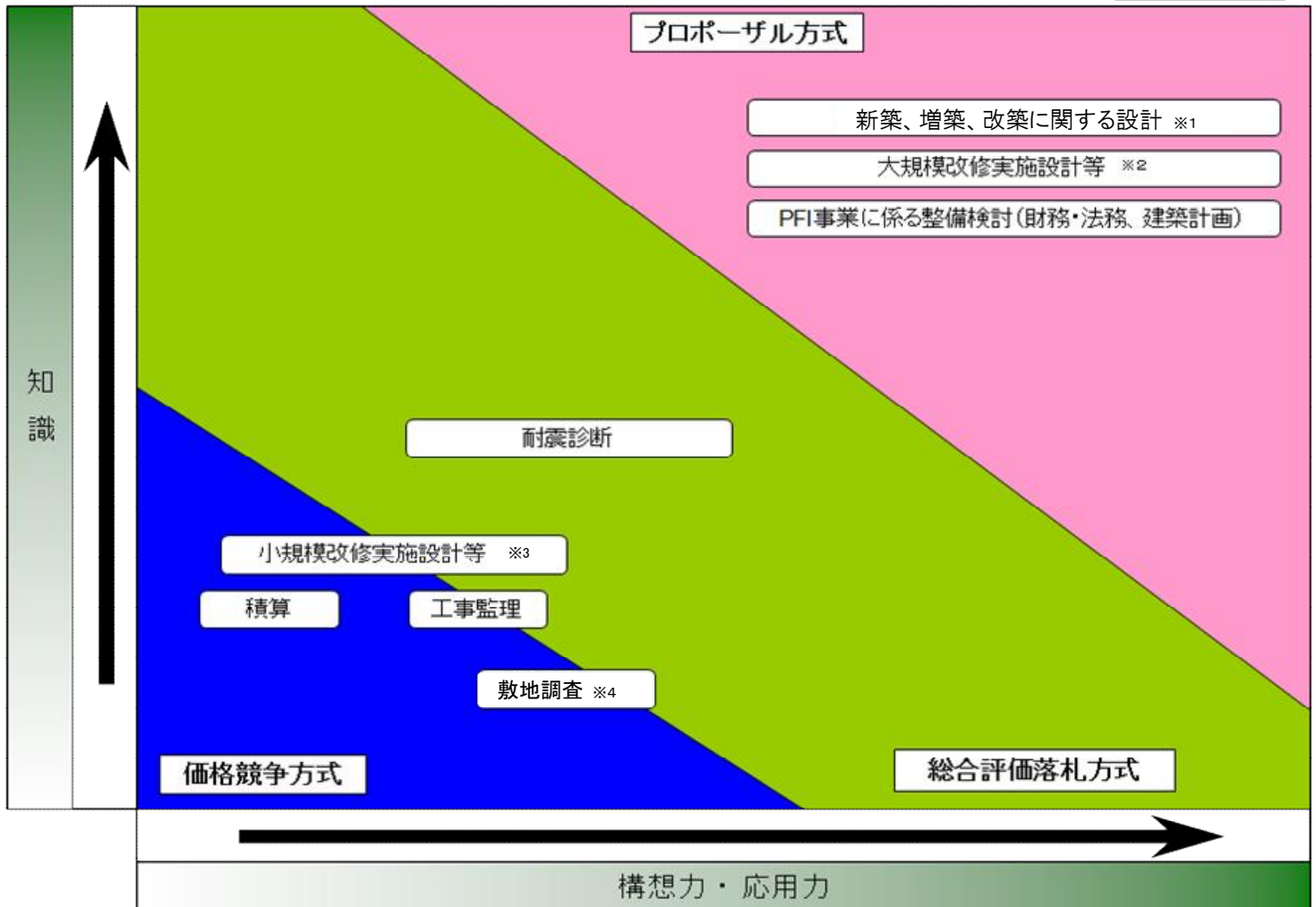
図 2-2 ① ボーリング調査（設計、解析用）

図 2-2 ② ボーリング調査（支持層確認、改良チェック等）

## 5 標準的な業務内容に応じた発注方式事例

【建築】

図2-1



※1 建築士法第3条又は第3条の2に規定する設計

※2 耐震改修実施設計、建築士法第3条又は第3条の2に規定する改修設計等で、提案を反映して仕様を確定する必要がある設計

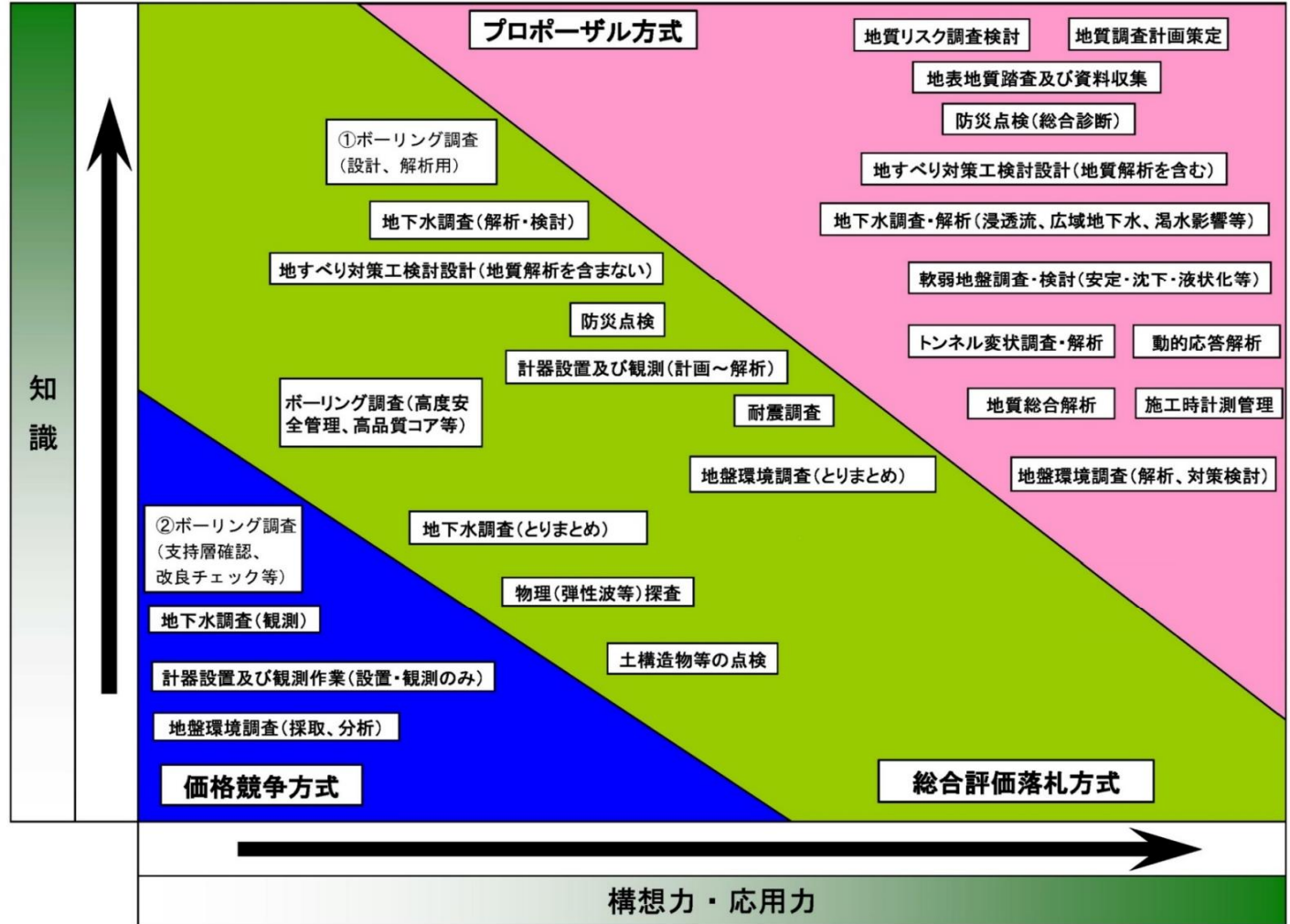
※3 ※2以外の実施設計

※4 総合評価落札方式と価格競争方式の区分については、【測量調査】又は【地質調査】の区分に準ずる

※5 設計協議方式については上図によらないものとする

建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインより

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドラインより

(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

別紙 1

令和 8 年度 建築設計業務 プロポーザル方式の考え方について

- 1 参加表明者を対象に技術的能力の審査を行う。
- 2 技術提案書提出者により提出された技術提案書について評価する。
- 3 評価基準（建築設備設計業務の場合は、主任担当技術者の評価ウエイト配分を業務内容に応じて調整する）

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価の目安

評価項目	評価の着目点			評価のウエイト		
	判断の目安			(参考)	小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)	管理技術者		0	5 (18%)
			主任担当技術者	総合	2	
				構造	1	
				電気 機械	1	
技術力	平成 28 年 4 月 1 日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び、携わった立場） 【標準として過去 10 年とする。注：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		5.6	14 (50%)
			主任担当技術者	総合	4.2	
				構造	1.4	
				電気 機械	1.4	
	別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに履行が完了した設計業務の実績（複数の実績がある場合は評価点の平均点）。ただし、令和 8 年 7 月末までは令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年とする。 【標準として過去 5 年とする。】	以下の順で評価する。 ① 75 点以上の業務実績がある（加点） ② 65 点以上 75 点未満の業務実績がある（加点） ③ 業務実績がない（0 点） ④ 65 点未満の業務実績がある（減点）	管理技術者		2.4	6 (21%)
			主任担当技術者	総合	1.8	
				構造	0.6	
				電気 機械	0.6	

<p>令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年とする。</p> <p>【標準として過去5年とする。】</p>	<p>令和3年度から令和7年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり ② 営繕部長表彰の実績あり</p> <p>【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局 i-con奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】</p>	管理技術者	1.2	<p>3 (11%)</p>	
		主任担当	総合		0.9
		技術者	構造		0.3
			電気		0.3
			機械		0.3
合 計			28 (100%)		

(2) 技術提案書を特定するための目安

評価項目	評価の着目点			評価のウエイト		
	判断の目安			(参考)	小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)	管理技術者		0	5 (5%)
			主任担当技術者	総合	2	
				構造	1	
				電気	1	
		機械	1			
技術力	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場)。 【標準として過去10年とする。注:海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		5.6	14 (14%)
			主任担当技術者	総合	4.2	
				構造	1.4	
				電気	1.4	
		機械	1.4			
	別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した設計業務の実績(複数の実績がある場合は評価点の平均点)。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 【標準として過去5年とする。】	以下の順で評価する。 ①75点以上の業務実績がある(加点) ②65点以上75点未満の業務実績がある(加点) ③業務実績がない(0点) ④65点未満の業務実績がある(減点)	管理技術者		2.4	6 (6%)
			主任担当技術者	総合	1.8	
				構造	0.6	
				電気	0.6	
		機械	0.6			

	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5か年とする。  【標準として過去5年とする。】	令和3年度から令和7年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 営繕部長表彰の実績あり  【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局i-con奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】	管理技術者	1.2	3 (3%)
	主任担当	総合	0.9		
技術者	構造	0.3			
	電気	0.3			
	機械	0.3			
CPD取得単位の状況	CPD取得単位の状況を評価する。	管理技術者	1.4	7 (7%)	
		主任担当	総合		1.4
		技術者	構造		1.4
			電気		1.4
			機械		1.4
参加表明者の経験及び能力	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準） ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	0.5	0.5 (0.5%)	

業務実施方針 及び手法  (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。)	業務の理解度 及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8	65 (65%)
	業務の実施方針	業務への取組み体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、特定テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	12	
	特定テーマに対する 技術提案	テーマ①について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	15	
		テーマ②③について、同上。	15	
合計			100.5 (100%)	

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。
- ※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

## 別紙2

### 令和8年度 建築設計業務 総合評価落札方式（簡易型）の考え方について

- 1 価格評価点と技術評価点の比率は、1：1とする。
- 2 予定価格制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを行い、技術提案に対する履行確実性の評価を行う。
- 3 評価基準（建築設備設計業務の場合は、主任担当技術者の評価ウエイト配分を業務内容に応じて調整する）

#### （1）技術提案書の提出者を選定するための評価の目安

評価項目	評価の着目点				評価ウエイト	
	専門分野の技術者資格	判断の目安		(参考)	小計	
資格		各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)	管理技術者		0	5 (18%)
主任担当技術者	総合		2			
	構造		1			
	電気		1			
	機械		1			
技術力	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無及び携わった立場） 【標準として過去10年とする。注：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】  以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。  ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		5.6	14 (50%)	
主任担当技術者		総合	4.2			
		構造	1.4			
		電気	1.4			
		機械	1.4			
別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した設計業務の実績（複	以下の順で評価する。 ① 75点以上の業務実績がある（加点） ② 65点以上75点未満の業務実績がある（加点） ③ 業務実績がない（0点） ④ 65点未満の業務実績がある（減点）	管理技術者		2.4	6 (21%)	
主任担当技術者		総合	1.8			
		構造	0.6			
		電気	0.6			
		機械	0.6			

	<p>数の実績がある場合は評価点の平均点)。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。</p> <p>【標準として過去5年とする。】</p>																
	<p>令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。</p> <p>【標準として過去5年とする。】</p>	<p>令和3年度から令和7年度末までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり ② 営繕部長表彰の実績あり</p> <p>【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局 i-con 奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">管理技術者</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主任担当 技術者</td> <td>総合</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>0.3</td> </tr> </table>	管理技術者		1.2	主任担当 技術者	総合	0.9	構造	0.3	電気	0.3	機械	0.3	3 (11%)	
管理技術者		1.2															
主任担当 技術者	総合	0.9															
	構造	0.3															
	電気	0.3															
	機械	0.3															
合計点				28 (100%)													

(2) 入札段階での評価の目安

【① 配置予定技術者の評価】

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
	判断の目安			(参考)	小計
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)	管理技術者 主任担当技術者 総合 構造 電気 機械	0 2 1 1 1	5 (8%)
技術力	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場)  【標準として過去10年とする。注:海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 主任担当技術者 総合 構造 電気 機械	5.6 4.2 1.4 1.4 1.4	14 (23%)
	別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した設計業務の実績(複数の実績がある場合は評価点の平均点)。ただし、令和7年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。  【標準として過去5年とする。】	以下の順で評価する。 ① 75点以上の業務実績がある(加点) ② 65点以上75点未満の業務実績がある(加点) ③ 業務実績がない(0点) ④ 65点未満の業務実績がある(減点)	管理技術者 主任担当技術者 総合 構造 電気 機械	2.4 1.8 0.6 0.6 0.6	6 (10%)
	令和3年4月1日から令	令和3年度から令和7年度末までに完了した	管理技術者	1.2	

評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	
	判断の目安				(参考)	小計
	和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和7年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。  【標準として過去5年とする。】	業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 営繕部長表彰の実績あり  【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局i-con奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】	主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	0.9 0.3 0.3 0.3	3 (5%)
	CPD取得単位状況	CPD取得単位を評価する。	管理技術者 主任担当技術者	総合 構造 電気 機械	1.4 1.4 1.4 1.4	7 (12%)
地域特性等	地域精通度	下記の順位で評価する。 ①〇〇開発建設部管内 <sup>※1</sup> に本店がある者を評価する。 ②〇〇開発建設部管内 <sup>※1</sup> に支店又は営業所等がある者を評価する。		2	2 (3%)	

## 【② 実施方針の評価】

評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	
	判断基準				(参考)	小計
業務実施方針及び手法（評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。		8	20 (33%)	
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		12		
合計点					57 (94%)	

【③ 賃上げの実施に関する評価】

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	2 (3%)
	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	3点減点
総合計点 [合計点]		59 (99%)

【④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価】

参加表明者の経験及び能力	次に掲げるいずれかの認定を受けている <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ※2</li> <li>・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(令和4年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準))</li> <li>・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) ※3</li> <li>・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※4</li> </ul>	0.5 (0.8%)
総合計点		59.5 (100%)

※1 ○○開発建設部管内とは、○○市、○○市、○○町、○○町をいう。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)をいう。

- ※3 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

別紙 3

令和 8 年度 工事監理業務 総合評価落札方式（簡易型）の考え方について

- 1 価格評価点と技術評価点の比率は、1 : 1とする。
- 2 予定価格制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを行い、技術提案に対する履行確実性の評価を行う。
- 3 評価基準（設備工事監理業務の場合は、主任担当技術者の評価ウエイト配分を業務内容に応じて調整する）

(1) 技術提案書の提出者を選定するための評価の目安

評価項目	評価の着目点			評価ウエイト		
		判断の目安		(参考)	小計	
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)	管理技術者	0	5 (18%)	
			主任担当技術者	総合		2
				構造		1
				電気		1
				機械		1
技術力	平成 28 年 4 月 1 日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び携わった立場) 【標準として過去 10 年とする。注：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。  ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場  ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者	5.6	14 (50%)	
			主任担当技術者	総合		4.2
				構造		1.4
				電気		1.4
				機械		1.4

	<p>別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した工事監理、設計業務の実績（複数の実績がある場合は評価点の平均点）ただし、令和8年7月31日までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。</p> <p>【標準として過去5年とする。】</p>	<p>以下の順で評価する。</p> <p>① 75点以上の業務実績がある（加点）  ② 65点以上75点未満の業務実績がある（加点）  ③ 業務実績が無い（0点）  ④ 65点未満の業務実績がある（減点）</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">管理技術者</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主任担当技術者</td> <td>総合</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>0.6</td> </tr> </table>	管理技術者		2.4	主任担当技術者	総合	1.8	構造	0.6	電気	0.6	機械	0.6		<p>6 (21%)</p>
管理技術者		2.4															
主任担当技術者	総合	1.8															
	構造	0.6															
	電気	0.6															
	機械	0.6															
	<p>令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和8年7月31日までは令和2年4月1日から令和6年3月31日の5か年とする。</p> <p>【標準として過去5年とする。】</p>	<p>令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績あり  ② 営繕部長表彰の実績あり</p> <p>【注：海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局 i-con 奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">管理技術者</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主任担当技術者</td> <td>総合</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>0.3</td> </tr> </table>	管理技術者		1.2	主任担当技術者	総合	0.9	構造	0.3	電気	0.3	機械	0.3		<p>3 (11%)</p>
管理技術者		1.2															
主任担当技術者	総合	0.9															
	構造	0.3															
	電気	0.3															
	機械	0.3															
合計点					<p>28 (100%)</p>												

(2) 入札段階での評価の目安

【① 配置予定技術者の評価】

評価項目	評価の着目点				評価割合	
	判断の目安				(参考)	小計
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。 (各主任担当技術者に、業務実施上の必要な資格条件を設定した場合は、その主任担当技術者の評価を行わない。)		管理技術者	0	5 (8%)
				主任担当技術者	総合 2	
					構造 1	
					電気 1 機械 1	
技術力	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場)  【標準として過去10年とする。注:海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること。】	以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場		管理技術者	5.6	14 (23%)
				主任担当技術者	総合 4.2	
					構造 1.4	
					電気 1.4 機械 1.4	
	別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の者のうち、令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した工事監理、設計業務の実績(複数の実績がある場合は評価点の平均点)ただし、令和8年7月31日までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。  【標準として過去5年とする。】	以下の順で評価する。 ① 75点以上の業務実績がある(加点) ② 65点以上75点未満の業務実績がある(加点) ③ 業務実績が無い(0点) ④ 65点未満の業務実績がある(減点)		管理技術者	2.4	6 (10%)
				主任担当技術者	総合 1.8	
					構造 0.6	
					電気 0.6 機械 0.6	
	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した技術者表彰の有無。ただし、令和8年7月31日までは令和	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。		管理技術者	1.2	3 (5%)
				主任担当技術者	総合 0.9	
					構造 0.3	
					電気 0.3 機械 0.3	

評価項目	評価の着目点		評価ウエイト	
		判断の目安	(参考)	小計
	2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 【標準として過去5年とする。】	① 局長表彰の実績あり ② 営繕部長表彰の実績あり  【注: 海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞(業務部門)は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局i-con奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。】		
	CPD取得単位状況	CPD取得単位を評価する。	管理技術者 主任担当技術者	1.4 1.4 1.4 1.4 1.4
地域特性等	地域精通度	下記の順位で評価する。 ①〇〇開発建設部管内*1に本店がある者を評価する。 ②〇〇開発建設部管内*1に支店又は営業所等がある者を評価する。	2	2 (3%)
			合計点	7 (12%)

## 【② 実施方針の評価】

評価項目	評価の着目点		評価ウエイト	
		判断基準	(参考)	小計
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8	20 (33%)
	業務の実施方針	業務への取組体制、工事監理チームの特徴、特に重視する工事監理上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	12	
			合計点	57 (94%)

【③ 賃上げの実施に関する評価】

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	令和7年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年(暦年)において、対前年度または前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	2 (3%)
	令和7年4月以降に開始する最初の事業年度または令和7年(暦年)において、対前年度または前年度比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	3点減点
総合計点 [合計点]		59 (99%)

【④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価】

参加表明者の経験及び能力	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業)※2 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業)※3 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※4	0.5 (0.8%)
総合計点		59.5 (100%)

- ※1 ○○開発建設部管内とは、○○市、○○市、○○町、○○町をいう。
- ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条若しくは第 12 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。
- ※3 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条又は第 15 条の 2 の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

別紙 4

令和 8 年度 設計材料実勢価格（営繕）調査業務 総合評価落札方式（簡易型）の  
考え方について

- 1 価格評価点と技術評価点の比率は、1 : 1とする。
- 2 予定価格制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを行い、技術提案に対する履行確実性の評価を行う。
- 3 評価基準

総合評価の評価目安

【① 配置予定技術者の評価】

評価項目				評価の着目点		評価ウェイト
				判断基準		
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	下記の順位で評価する。 ① 一級建築士、建築コスト管理士又は技術士（総合技術監理部門（「建設」、「農業」又は「水産」）、建設部門、農業部門又は水産部門） ② 二級建築士、技術士（①以外の全ての部門）、土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）、RCCM（技術士建設部門と同様の部門又は農業土木部門、水産土木部門又は建設情報部門）又は建築積算士 ※上記以外の場合は競争参加資格を有しない		①12.5 ② 8.0
		専門技術力	業務執行技術力（同種又は類似業務の実績の内容）	下記の順位で評価する。 ① 平成28年度以降【標準として過去10年】公示日までに履行が完了した同種業務の実績がある。 ② 平成28年度以降【標準として過去10年】公示日までに履行が完了した類似業務の実績がある。 ※上記以外の場合は競争参加資格を有しない ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。  ※海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績は評価対象とする。		①12.5 ② 6.0
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力（管理技術者として従事した業務成績及び技術者表彰の有無）	令和4年度から令和7年度末【標準として過去4年】までに履行が完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業種区分「建築関係コンサルタント」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ①80点以上 ②77点以上 80点未満 ③74点以上 77点未満 ④71点以上 74点未満 ⑤68点以上 71点未満 ⑥65点以上 68点未満 ⑦60点以上 65点未満 ⑧成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 ※60点未満の場合は競争参加資格を有しない		①21 ②18 ③15 ④12 ⑤ 9 ⑥ 6 ⑦ 0 ⑧加点しない

			<p>令和4年度から令和7年度末【標準として過去4年】までに履行が完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注業務の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する。</p> <p>① 局長表彰の実績有り ② 部長表彰の実績有り</p> <p>※海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰 は、部長表彰と同等に評価する。また、国土交通省インフラ DX 大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通省大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価する。北海道開発局 i-con 奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価する。ただし、これらの表彰の評価においては①、②の順位で評価し、重複評価はしない。</p>	<p>① 4 ② 2</p>
--	--	--	--	--------------------

【② 実施方針の評価】

<p>工程表 実施方針・実施フロー</p>	<p>業務理解度</p>	<p>目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</p>	<p>25</p>
	<p>実施手順</p>	<p>業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</p>	<p>25</p>

【③ 賃上げの実施に関する評価】

<p>評価項目</p>	<p>評価基準</p>	<p>配点割合</p>
<p>賃上げの実施を表明した企業等</p>	<p>令和9年4月以降に開始する最初の事業年度または令和9年（暦年）において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】</p> <p>令和9年4月以降に開始する最初の事業年度または令和9年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】</p>	<p>4点 (4%)</p>
<p>賃上げを実施表明した企業のうち、賃上げ基準に達していない企業に対する減点措置</p>	<p>賃上げを実施表明した企業のうち、賃上げ基準に達していない企業に対する減点措置を行う。</p> <p>前事業年度（又は前年）において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。</p>	<p>5点減点</p>

【④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価】

経験及び能力 参加表明者の	その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん令和7年4月1日以後の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業） ※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） ※3	0.5
総合計点			104.5 (100%)

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。※1-1）をいう。

※1-1 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。

※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

別紙 5

令和 8 年度 地質調査 簡易公募型競争入札方式（総合評価）に準じた手続きの  
考え方について

- 1 価格評価点と技術評価点の比率は、1 : 1 とする。
- 2 予定価格制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを行い、技術提案に対する履行確実性の評価を行う。
- 3 評価基準
  - (1) 技術提案書の提出者を選定するための評価の目安（10 者程度を選定する。ただし、参加表明者が 10 者に満たない場合は選定を行わず、資格要件を満たさない者を除き、参加表明者全てを参加させる）

評価項目		評価の着目点			評価ウェイト	
		資格要件	判断基準	(参考)	小計	
参加表明書に関する要件	資格要件	技術部門登録	①地質調査として登録している者。 ②道内に本店がある者。  ※上記に該当しない場合は指名しない	数値化しない		
	参加表明者の経験及び能力	成果の確実性	過去 10 年間の同種又は類似業務等の実績の内容	平成 28 年 4 月 1 日から公示日までに履行が完了した同種業務の実績がある。 上記以外の場合は指名しない。		
		過去 2 年間の業務成績	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに履行が完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業種区分「地質調査」の平均業務成績評定点を下記の順位で評価する。 ① 80 点以上 ② 77 点以上 80 点未満 ③ 74 点以上 77 点未満 ④ 71 点以上 74 点未満 ⑤ 68 点以上 71 点未満 ⑥ 65 点以上 68 点未満 ⑦ 60 点以上 65 点未満 ⑧ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合は加点しない。 ただし、令和 8 年 7 月末までは令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の 2 か年とする。  ※ 60 点未満の場合は指名しない	① 20 ② 18 ③ 15 ④ 13 ⑤ 10 ⑥ 8 ⑦ 0 ⑧ 加点しない  20 (24%)	32 (39%)	

	情報収集力	近接施工実績	平成28年度以降の当該開発建設部管内、周辺での施工実績の有無	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した〇〇開発建設部管内での調査ボーリング施工実績の有無については下記の順位で評価する。 ① 〇〇開発建設部管内での同一事業（建築物に関する事業）でのボーリング施工実績有り ② 〇〇開発建設部管内でのボーリング施工実績有り ③ 上記に該当しない場合は加点しない。	① 6 ② 3 ③ 加点しない  6 (7%)	
			平成28年度以降の当該開発建設部管内、周辺での施工実績の件数	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した〇〇開発建設部管内での調査ボーリング施工実績について実績件数により下記の順位で評価する。 ① 〇〇開発建設部管内 <sup>*1</sup> でのボーリング施工実績が10件以上 ② 〇〇開発建設部管内 <sup>*1</sup> でのボーリング施工実績が5件以上 ③ 〇〇開発建設部管内 <sup>*1</sup> でのボーリング施工実績が3件以上 ④ 上記に該当しない場合は加点しない。	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 加点しない  6 (7%)	
		予定主任技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の資格を有すること ① 技術士（総合技術監理部門「建設—土質及び基礎」、または「応用理学—地質」、建設部門「土質及び基礎」、応用理学部門「地質」） ② 国土交通省登録技術者資格 ・ R C C M（地質部門、または土質及び基礎部門） ・ 地質調査技士資格（現場技術・管理部門、現場調査部門、土壌・地下水汚染部門） ・ 応用地形判読士資格（応用地形判読士、応用地形判読士補） ・ 地すべり防止工事士 ・ 港湾海洋調査士（土質・地質調査） ③ 土木学会認定技術者資格制度における特別上級土木技術者（地盤・基礎） ④ 上記以外の場合は指名しない。
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	下記の業務実績を有すること。 なお、主任技術者あるいは、担当技術者として従事した実績を評価対象とする。 ① 平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した同種業務の実績、又は過去に同種業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 上記以外の場合は指名しない。	数値化しない
	情報収集力	地域精通度	平成28年度以降の当該開発建設部管内等での受注実績の有無	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した〇〇開発建設部管内等での地質調査業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ① 〇〇開発建設部管内における業務実績あり ② 北海道内における業務実績あり ③ 上記に該当しない場合は加点しない。 ※主任技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。	①10 ② 5 ③ 加点しない  10 (12%)	50 (61%)

	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に主任技術者として従事した同じ業種区分の業務成績	令和4年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、主任技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業種区分「地質調査」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 77点以上80点未満 ③ 74点以上77点未満 ④ 71点以上74点未満 ⑤ 68点以上71点未満 ⑥ 65点以上68点未満 ⑦ 60点以上65点未満 ⑧ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。 ただし、令和8年7月末までは令和3年4月1日から令和7年3月31日の4か年とする。 ※60点未満の場合は指名しない	①40 ②35 ③30 ④25 ⑤20 ⑥15 ⑦ 0 ⑧ 加点しない  40 (49%)	
	手持ち業務	手持ち業務	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。）	下記項目に該当する場合には指名しない。 ・手持ち業務の契約金額が5億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上。（手持ち業務とは、主任技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。） なお、履行期限が令和〇年〇月〇日※2以前となっているものは、手持ち業務に含めない。	数値化しない	
	業務実施体制	業務実施体制の妥当性		下記に該当する場合は指名しない。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。	数値化しない	
合 計						82 (100%)

※1 〇〇開発建設部管内とは、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町をいう。

※2 令和〇年〇月〇日は、開札日を指す。

(2) 入札段階での評価の目安

評価	評価の着目点		判断基準	評価 ウェイト (参考)
予定技術者の 経験及び能力	資格要件	技術者資格等 技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の資格を有すること</p> <p>① 技術士(総合技術監理部門「建設—土質及び基礎」、または「応用理学—地質」、建設部門「土質及び基礎」、応用理学部門「地質」)</p> <p>② 国土交通省登録技術者資格 ・RCCM(地質部門、または土質及び基礎部門)</p> <p>・地質調査技士資格(現場技術・管理部門、現場調査部門、土壌・地下水汚染部門)</p> <p>・応用地形判読士資格(応用地形判読士、応用地形判読士補)</p> <p>・地すべり防止工事士</p> <p>・港湾海洋調査士(土質・地質調査)</p> <p>③ 土木学会認定技術者資格制度における特別上級土木技術者(地盤・基礎)</p> <p>④ 上記以外の場合は指名しない。</p>	数値化しない
	専門技術力	過去10年間の業務の実績の内容	<p>下記の業務実績を有すること。</p> <p>なお、主任技術者あるいは、担当技術者として従事した実績を評価対象とする。</p> <p>① 平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した業務※の実績、又は過去に業務※に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験がある。</p> <p>② 上記以外は、指名しない。</p> <p>※業務とは、建築物における調査ボーリング(標準貫入試験)に関する業務をいう。</p>	数値化しない
	専門技術力	過去4年間に主任技術者として従事した業務の業務成績	<p>令和4年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、主任技術者として従事した北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績が無い場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務)の業種区分「地質調査」の平均業務評定点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 80点以上</p> <p>② 77点以上80点未満</p> <p>③ 74点以上77点未満</p> <p>④ 71点以上74点未満</p> <p>⑤ 68点以上71点未満</p> <p>⑥ 65点以上68点未満</p> <p>⑦ 60点以上65点未満</p> <p>⑧ 成績評定を受けた上記発注機関発注業務の業務実績がない場合には加点しない。</p> <p>ただし、令和8年7月末までは令和3年4月1日から令和7年3月31日の4か年とする。</p> <p>※60点未満の場合は指名しない</p>	<p>① 20</p> <p>② 18</p> <p>③ 16</p> <p>④ 14</p> <p>⑤ 12</p> <p>⑥ 9</p> <p>⑦ 0</p> <p>⑧ 加点しない</p> <p>20 (31%)</p>

情報収集力	地域精通度	過去10年間の〇〇開発建設部管内での業務実績の有無	平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した当該開発建設部管内周辺での調査ボーリング施工実績について、実績件数により下記の順位で評価する。 ① 〇〇開発建設部管内※1でのボーリング施工実績が10件以上 ② 〇〇開発建設部管内※1でのボーリング施工実績が5件以上 ③ 〇〇開発建設部管内※1でのボーリング施工実績が3件以上 ④ 〇〇開発建設部管内※1における業務実績あり ⑤ 北海道内での業務実績あり ⑥ 上記に該当しない場合は加点しない。 ※ 主任技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする。上記に該当しない場合は加点しない。	① 10 ② 9 ③ 8 ④ 7 ⑤ 4 ⑥ 加点しない  10 (16%)
実施方針	業務理解度	業務を遂行する上での留意点・対応方針 (安全管理に関する事項を除く)	①優 十分に理解している ②良 理解している ③可 その他	① 15 ② 10 ③ 5
		業務を遂行する上での安全管理に関する課題・対応方針	①優 十分に理解している ②良 理解している ③可 その他	① 15 ② 10 ④ 5  30 (47%)
合 計				60 (93%)

(3) 賃上げの実施に関する評価

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年度比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	2 (3%)
	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	3点減点
総合計点 [合 計]		62 (99%)

(4) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価

参加表明者の経験及び能力		<p>次に掲げるいずれかの認定を受けている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ※2</li> <li>・ 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）</li> <li>・ くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業） ※3</li> <li>・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） ※4</li> </ul>	<p>0.5 (0.8%)</p>
総合計点			<p>62.5 (100%)</p>

※1 ○○開発建設部管内とは、○○市、○○市、○○町、○○町をいう。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）をいう。

※3 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

別紙 6

令和 8 年度 建築設計業務 簡易公募型競争入札方式（準じた手続きも含む）の  
考え方について

1 評価基準（建築設備設計業務の場合は、管理技術者の資格及び希望業務を業務内容に応じて調整する）

（1）入札参加者を選定するための評価の目安（10 者程度を選定する。ただし、参加表明者が 10 者に満たない場合は選定を行わず、資格要件を満たさない者を除き、参加表明者全てを参加させる）

評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	
	判断の目安					
参加表明者（企業）	資格・実績等	資格要件	技術部門登録等	当該部門の建設コンサルタント登録等	①当該業務に関する部門（建築関係コンサルタント）の登録有り、本局の業務を希望 ②建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしている者 ③北海道内に本店、支店又は営業所を有する者 ④一級建築士又は二級建築士が1名以上在籍している者 ⑤設計内容に即した希望業務（建築一般又は意匠）を登録している者  上記以外の場合は指名しない。	数値化しない
			地域特性等	地域精通度	以下の順で評価する。 ① ○○開発建設部管内 <sup>※1</sup> に本店がある者 ② ○○開発建設部管内 <sup>※1</sup> に支店又は営業所等がある者 ③ ①, ②以外	① 5 ② 3 ③ 0
予定管理技術者の資格及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	専門分野の技術者資格	（別記様式－2） 予定管理技術者は一級建築士であること。  上記に該当しない場合は指名しない。	数値化しない
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容  ※注 2	（別記様式－2） 平成 2 8 年 4 月 1 日から公示日までに履行が完了した業務。 以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある ③ ①, ②の実績が無い場合は指名しない。  上記評価に、過去の実績の立場による係数を乗じて評価する。	① = 14 ② = 7

				過去の実績の立場 A 管理技術者又はこれに準ずる立場 B 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 C 担当技術者又はこれに準ずる立場	A : ×1.0 B : ×0.5 C : ×0.25
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去5年間に管理技術者として従事した同じ業種区分の業務成績	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、管理技術者として従事した、別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関が実施の営繕事業に係る、設計業務の平均業務評定点を以下の順で評価する。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 ① 75点以上の業務成績がある ② 65点以上75点未満の業務成績がある ③ 業務実績がない ④ 65点未満の業務成績がある	① 6 ② 3 ③ 0 ④ -3
		過去5年間の技術者表彰 ※注3	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業務区分の優秀技術者表彰の受賞実績について、以下の順で評価する。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 ① 局長表彰の実績有り ② 営繕部長表彰の実績有り	① 3 ② 1.5	
				合計	28

※注1 ○○開発建設部管内とは、○○市、○○市、○○町、○町をいう。

※注2 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とする。

※注3 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラ DX 大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局 i-con 奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。

別紙 7

令和 8 年度 建築工事監理業務 簡易公募型に準じた競争入札方式の考え方について

1 評価基準（設備工事監理業務の場合は、管理技術者の資格及び希望業務を業務内容に応じて調整する）

（1）入札参加者を選定するための評価の目安（10者程度を選定する。ただし、参加表明者が10者に満たない場合は選定を行わず、資格要件を満たさない者を除き、参加表明者全てを参加させる）

評価項目	評価の着目点				評価ウェイト	
	判断の目安					
参加表明者（企業）	資格・実績等	資格要件	技術部門登録等	当該部門の建設コンサルタント登録等	①当該業務に関する部門（建築関係コンサルタント）の登録有り、本局の業務を希望 ②建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしている者 ③北海道内に本店、支店又は営業所を有する者 ④北海道内に一級建築士又は二級建築士が1名以上、かつ、技術職員の合計が2名以上在籍している者 ⑤希望業務（工事監理 建築）を登録している者 ⑥対象工事の設計業務の受注者ではない者  上記以外の場合は指名しない。	数値化しない
			地域特性等	地域精通度	以下の順で評価する。 ① ○○開発建設部管内 <sup>※1</sup> に本店がある者 ② ○○開発建設部管内 <sup>※1</sup> に支店又は営業所等がある者 ③ ①, ②以外	① 5 ② 3 ③ 0
予定管理技術者の資格及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	専門分野の技術者資格	（別記様式－2） 予定管理技術者は一級建築士であること。  上記に該当しない場合は指名しない。	数値化しない
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容  ※注 2	（別記様式－2） 平成28年4月1日から公示日までに履行が完了した業務。 以下の順で評価する。 ① 同種業務の実績がある ② 類似業務の実績がある ③ ①, ②の実績が無い場合は指名しない。  上記評価に、過去の実績の立場による係数を乗じて評価する。	① = 14 ② = 7

				過去の実績の立場 A 管理技術者又はこれに準ずる立場 B 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 C 担当技術者又はこれに準ずる立場	A : ×1.0 B : ×0.5 C : ×0.25
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去5年間に管理技術者として従事した同じ業種区分の業務成績	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、管理技術者として従事した、別表「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関が実施の営繕事業に係る、工事監理及び設計業務の平均業務評定点を以下の順で評価する。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 ① 75点以上の業務成績がある ② 65点以上75点未満の業務成績がある ③ 業務実績がない ④ 65点未満の業務成績がある	① 6 ② 3 ③ 0 ④ -3
			過去5年間の技術者表彰 ※注3	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに履行が完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業務区分の優秀技術者表彰の受賞実績について、以下の順で評価する。ただし、令和8年7月末までは令和2年4月1日から令和7年3月31日の5か年とする。 ① 局長表彰の実績有り ② 営繕部長表彰の実績有り	① 3 ② 1.5
				合計	28

※注1 ○○開発建設部管内とは、○○市、○○市、○○町、○町をいう。

※注2 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とする。

※注3 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラ DX 大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局 i-con 奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価においては①、②の順で評価し、重複評価はしない。

# 建設コンサルタント業務等 指名業者審査基準（営繕）

令和8年4月

北海道開発局 営繕部

## 1 基本事項

通常指名競争における指名業者の選定については、「北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日北開局工第333号）第26条、第27条」及び「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用について（令和3年11月5日北開局管第123号）」に基づく指名基準により実施しているところであるが、具体的な選定基準は、本基準により運用するものとする。

### [補足事項]

通常指名競争入札は、他の入札方式と比べ、受発注者の負担軽減を図ることができることや中小企業者の受注機会の確保について利点がある。そのため、会計法令等を踏まえつつ、引き続き、通常指名競争入札の活用を図るとともに、多様な入札契約方式の活用も合わせて実施していくこととする。なお、本基準は令和8年4月1日以降に入札・契約手続運営委員会を開催する業務から運用する。

## 2 1次選定（選定候補業者群の作成）

北海道開発局における建築関係コンサルタントの通常指名競争入札に係る業者の1次選定を行う評価基準は以下を基本とする。

判断項目	選定における着目点
1. 有資格業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道開発局の建築関係コンサルタントにかかる参加資格がある者を要件として設定する</li> <li>・建築士法第23条の規定に基づく建築士事務所登録をしている者</li> <li>・設計内容に即した希望業務を登録している者               <ul style="list-style-type: none"> <li>建築設計：建築一般又は意匠</li> <li>建築設備設計：暖冷房、衛生又は電気</li> <li>建築工事監理：工事監理 建築</li> <li>設備工事監理：工事監理 電気、工事監理 機械</li> </ul> </li> </ul>
2. 欠格要件の有無	<p>以下の欠格要件に該当しないことを要件として設定する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 不誠実な行為の有無           <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間中でない者</li> <li>・警察からの排除要請等がない者</li> </ul> </li> <li>2) 経営状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社更生法等手続き中でない者、取引停止処分中あるいは経営状況が極めて不安定でない者</li> </ul> </li> <li>3) 安全管理の状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等に基づく指名停止期間中である、その他労働基準監督署からの安全管理に関する指導を受けているにも関わらず改善を行っていない等の項目に該当しない者</li> </ul> </li> <li>4) 労働福祉の状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があるにも関わらず改善がない等の項目に該当しない者</li> </ul> </li> <li>5) コンサルタント等登録           <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務に係る建設コンサルタント登録部門又は地質調査業者、測量業者の停止又は登録がない者</li> </ul> </li> <li>6) 業務成績           <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道開発局の過去2年間の業務成績評定点の平均点が65点未満の場合</li> </ul> </li> </ol>
3. 地理的条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 建築設計及び建築工事監理並びに設備工事監理           <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道内に本店、支店又は営業所を有する</li> </ul> </li> </ol>
4. 業務実績に関する要件 ※業務内容により 適宜設定	<p>「建築関係コンサルタント」の一定の履行実績を有する者</p>
5. 履行体制	<p>業務内容に即した各技術者を有する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 建築設計           <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建築士又は二級建築士が1名以上在籍している者</li> </ul> </li> <li>2) 建築設備設計           <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備設計一級建築士又は建築設備士が1名以上在籍している者</li> </ul> </li> <li>3) 建築工事監理           <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道内に一級建築士又は二級建築士が1名以上、かつ、技</li> </ul> </li> </ol>

	<p>術職員の合計が2名以上在籍している者</p> <p>4) 設備工事監理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北海道内に一級建築士又は建築設備士が1名以上、かつ、技術職員の合計が2名以上在籍している者</li></ul>
--	---

### 3 2次選定のための技術審査基準

#### (ABC評価により指名選定)

1次選定で抽出した選定候補業者群を対象に、2次選定を行う評価基準は以下を基本とする。

#### 技術審査基準

(すべて企業の評価)

評価項目	選定項目 (選定における着眼点)	評価				備考
		業務種別	建築設計	建築設備設計	建築工事監理	
	指名者数	20者程度選定		30者程度選定		不調、不落による再発注の場合は、当初の2倍程度を指名する。
①技術的特性	地域精通度 地理的条件について、業務内容に応じて適宜設定する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該開発建設部管内に本店：5A</li> <li>・当該開発建設部管内に支店又は営業所：3A</li> <li>・それ以外：B</li> </ul>		工事現場と最寄りの本店、支店又は営業所の所在地までの国道等の距離 <ul style="list-style-type: none"> <li>・100km以下：3A</li> <li>・100kmを超え200km以下：2A</li> <li>・200kmを超え300km以下：B</li> <li>・300kmを超え500km未満：-3A</li> <li>・500kmを超える：-6A</li> </ul>		※開発建設部管内については別紙-1による
②公平性 (指名回数)	当該年度における通常指名競争入札の指名回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記業務種別での回数なし：5A</li> <li>1回：3A</li> <li>2回：2A</li> <li>3回：1A</li> <li>4回：B</li> <li>5回：-1A</li> <li>6回：-2A</li> <li>7回以上1回指名毎に-1Aを加算</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記業務種別での回数なし：5A</li> <li>1回：3A</li> <li>2回：2A</li> <li>3回：1A</li> <li>4回：B</li> <li>5回：-1A</li> <li>6回：-2A</li> <li>7回以上1回指名毎に-1Aを加算</li> </ul>		・指名停止を受けた場合、指名停止期間中に選定を行った業務数を指名回数とみなして評価を行う。
③業務成績	国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部、北海道開発局各開発建設部施設整備課 <sup>※1</sup> 及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課実施の営繕事業(以下、「営繕事業」という。)に係る設計業務等の業務成績評定点合計の平均点等(PUBDISによる確認) 業務成績の評価の対象となる設計業務等は、設計業務、意図伝達業務、工事監理業務、耐震等診断業務及び津波等検討業務とする。	過去5年間の実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・80点以上：3A</li> <li>・80点未満75点以上：2A</li> <li>・75点未満70点以上：1A</li> <li>・70点未満65点以上：B</li> <li>・実績無し：B</li> <li>・65点未満60点以上：-1A</li> <li>・60点未満：-2A</li> </ul>				
④表彰 <sup>※2</sup>	過去5年間の完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業務区分の優良業務表彰の受賞実績について、以下の順で評価する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局長表彰の実績あり：2A</li> <li>・営繕部長表彰の実績あり：1A</li> </ul>				

⑤その他※23	技術的評価	営繕事業に係る建築改修設計業務の過去5年の受注実績 ・あり : 5A ・それ以外 : B	営繕事業に係る建築設備改修設計業務の過去5年の受注実績 ・あり : 5A ・それ以外 : B	主たる業務分野 ・当該業務分野 : 2A ・それ以外 : B 北海道開発局営繕部が発注した工事監理業務の過去5年の受注実績 ・あり : 1A ・それ以外 : B	
---------	-------	--	--	---	--

※1 北海道開発局札幌開発建設部施設整備課実施の営繕事業には、国営滝野すずらん丘陵公園事務所実施の営繕事業を含むものとする。

※2 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞については、局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞及び若手、女性表彰は部長表彰と同等に評価するものとする。また、国土交通省インフラDX大賞（業務部門）は営繕部門を対象とし、国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、優秀賞は部長表彰と同等に評価し、北海道開発局 i-con 奨励賞は営繕部門を対象とし、部長表彰と同等に評価するものとする。ただし、これら表彰の評価において同一指名業者の評価については、「A」の数が多い実績を評価し重複評価はしない。

※3 公平かつ公正に業者を選定するとともに、機会均等の趣旨に則り、中小企業者の受注機会に配慮しつつ、必要により、業務内容に応じた技術的評価、地域性を設定する。

・上記①～⑤の評価による「A」の数で順位付けを行う。

「A」の数が同数の場合には、次の「ア」～「エ」の順で順位付けを行う。

ア 過去5年間の業務成績の平均点の高い者を上位とする。

イ 上記「ア」による業務成績の平均点が同一の場合には、評価点（技術力）の高い者を上位とする。

なお評価点は、

【建築設計】一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を2点（1名当たり）、二級建築士を1点（1名当たり）とした合計点である。

【建築設備設計】設備設計一級建築士又は建築設備士を1点（1名当たり）とした合計点である。

【建築工事監理】一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を2点（1名当たり）、二級建築士を1点（1名当たり）とした合計点である。

【設備工事監理】設備設計一級建築士、建築設備士を2点（1名当たり）、一級建築士を1点（1名あたり）とした合計点である。

ウ 上記「イ」において、評価点が同一の場合には、有資格者名簿の総合点数の高い者を上位とする。

エ 上記「ウ」において、有資格者名簿の総合点数が同点の場合には、「建築関係コンサルタント業務の年間平均実績高」の高い者を上位とする。

- ・上記の順位付けを踏まえ指名者を選定する。なお、選定者内に「資本・人的関係あり」が確認された場合は、該当する下位の選定者を除外し、次点の者を繰り上げ選定する。

- ・各評価項目の基準日は「5 選定項目における基準日」のとおり。

#### **4 指名業者（指名競争入札参加者）の決定**

指名業者（通常指名競争入札参加者）は、入札・契約手続運営委員会において決定する。

## 5 選定項目における基準日

評価項目	選定項目 (選定における着眼点)	基準日	入札・契約手続運営委員会が 基準日より前に開催 例) 当該年度を令和8年度とした場合	入札・契約手続運営委員会が 基準日以降に開催 例) 当該年度を令和8年度とした場合
① 技術的 特性	地域精通度	地理的条件について、業務内容に応じて適宜設定する		
	技術者評価	道内における有資格技術者の有無		
②公平性 (指名回数)	同一業務区分での当該年度の指名回数	右記による	入札・契約手続運営委員会開催日まで	
③業務成績	営繕事業に係る設計業務の業務成績評定点合計の平均点等 (PUBDISによる確認)	8月1日	R2.4.1からR7.3.31の完了業務	R3.4.1からR8.3.31の完了業務
④表彰	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業務区分の優良業務表彰の受賞実績	8月1日	R2.4.1からR7.3.31の完了業務	R3.4.1からR8.3.31の完了業務
⑤その他	技術的評価 (受注実績)	8月1日	R2.4.1からR7.3.31の完了業務	R3.4.1からR8.3.31の完了業務